

足立区公立学校情報機器整備事業に係る 各種計画

初版 1.0 2025 年 3 月 14 日

【足立区】
端末整備・更新計画

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
① 児童・生徒数（人）	42,901	43,000	42,300	42,000	41,000
② 整備上限台数（台） ※ 予備機を含む	49,336	49,450	0	0	0
③ 整備台数（台） ※ 予備機を除く	0	43,000	0	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの（台）	0	43,000	0	0	0
⑤ 累積更新率（％）	0	100	101.7	102.4	104.9
⑥ 予備機整備台数（台）	0	6,450	0	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの（台）	0	6,450	0	0	0
⑧ 予備機整備率（％）	0	15	15	15	15

※ ①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

1 端末の整備・更新計画の考え方

役務費等削減のため、令和2年～4年に導入したChromebookを令和8年度に一括更新する。なお、令和4年度に導入したChromebookは使用期間が5年に満たないが、ライセンス・物損保証が令和8年度中に終了する。物損保証終了後に破損した場合は個別に修繕対応が必要となつてしまい、修繕が完了してから学校にChromebookを戻すまでに多くの時間を要し、児童・生徒の日常的な活用に支障が出かねない状況になってしまうため、前倒しで令和8年度に更新する。一方で、本体としてまだ利用できる状態であると考えられるため、ライセンスを延長して各学校に教員研修時・オンライン授業等での活用時・破損故障時の予備機として整備し直し、教員及び児童・生徒のICT機器を活用した学びの推進を加速させる。

2 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

(1) 対象台数 45,419台

(令和2年度10,005台、3年度30,000台、4年度5,414台導入合計数)

(2) 処分方法

- ① 使用済端末を公共施設や福祉施設等地域で再利用 : 0台
- ② 小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 : 40,005台
- ③ 資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託 : 0台
- ④ その他(学校・教育委員会・足立区役所内に整備) : 5,414台

(3) 端末のデータの消去方法 処分事業者への委託

(4) スケジュール(予定)

- 令和8年 1月 処分事業者選定
- 令和8年 9月 新規購入端末の使用開始
- 令和8年12月 使用済端末の事業者への引き渡し

(5) その他特記事項

処分事業者による端末の物理破壊が行われるが、遠隔にてデータ消去も行う。

【足立区】
ネットワーク整備計画

1 文部科学省の示すネットワーク通信速度基準を確保できている学校数、総学校数に占める割合

- (1) 文部科学省の示すネットワーク通信速度基準を確保できている学校数
102 校（区内全小・中学校）
- (2) 文部科学省の示すネットワーク通信速度基準を確保できている割合
100%

2 文部科学省の示すネットワーク通信速度基準の確保に向けたスケジュール

足立区では大規模校・中規模校計 4 校にて独自でネットワーク速度調査等を行った。足立区は以下のとおり区内全小・中学校のネットワーク構成が同一であるため、この調査をもって、区内全小・中学校にて文部科学省の示す速度基準値を達していることとし、文部科学省の示すネットワーク通信速度基準を確保済み。

(1) ネットワーク構成

- ① 令和 6 年度中に区内 102 校全てがローカルブレイクアウト（以下 LBO と表記する）実施済で 10Gbps のベストエフォート回線となる。
 - ※ 令和 6 年度当初時点では 80 校が LBO 実施済で 10Gbps ベストエフォート。その他 22 校はセンター集約型で、センターまでが 100Mbbps、センターから出るインターネット回線は 10Gbps ギャランティ。
- ② 校内 ONU までの回線（L3 スイッチ・L2 スイッチ）は 1 Gbps 構成
- ③ 各普通教室・特別教室に無線アクセスポイントを原則 2 台設置

(2) ネットワーク調査方法

- ① 任意の教室で、無線アクセスポイントを介さず、直接情報コンセントと PC を有線で繋ぎ速度を計測した。
- ② 速度の計測にあたっては、下記の速度計測サイトを利用した。
<https://fast.com/ja/>
<https://www.bspeedtest.jp/>

(3) 実地での体感調査

教育委員会職員が複数校に訪問し、Chromebook を活用した授業を視察した。結果、教員及び児童・生徒共に Chromebook へのログイン・アプリ利用に遅延は見られず、授業に影響はないことを確認した。

(4) 調査結果

ダウンロード・アップロード共に、1 Gbps 程度の速度が出ていることを確認した。実地調査の体感調査の結果、授業に影響はないことを確認した。

【足立区】
校務 DX 計画

1 FAX・押印の原則廃止について

教育委員会と学校間において FAX の利用はないが、小・中学校と地域事業者間においては、依然 FAX で見積もりのやり取りが行われている。これは地域事業者側の環境都合によるものである。よって、FAX については原則廃止としているが、地域事業者のため利用せざるを得ない状況である。

	課題	対策
①	各課が FAX・押印に関する学校業務を把握しきれていない。	令和 6 年度に各課調査を行い、FAX/押印業務を把握し、その必要性を検討する。
②	押印について、保健日誌・学校日誌・出席簿等、未だに慣習で紙出力し、押印しているものが存在する。	統合型校務支援システムを活用し、データ保存を原則とする。また、保護者に求める押印についても、根拠ない慣行については取り止めることを求めるとともに、デジタル化による代替措置を取ることができるよう学校を支援していく。

2 不合理な手入力作業の廃止について

GIGA スクール構想を推進していく中で、各クラウドサービスのアカウント登録業務の負担が重くなっている。この業務負担を減らすことで、教員の事務効率を向上させる。

	課題	対策
①	毎年度登録・更新の必要なクラウドサービスのアカウントについて、現 ICT 支援契約においては、個人情報の取り扱いが仕様書に含まれていないため、ICT 支援員が作業を行うことができない。	学習系での個人情報を取り扱えるよう新たな仕組み・契約を検討する。
②	第三者が個人情報を取り扱うことができるようになると、情報漏洩の可能性が高まる。	第三者が個人情報を取り扱う際には、足立区個人情報保護評価委員会設置要綱にて審議に諮り、安全性を確認する。

3 クラウド環境を活用した校務 DX の取り組みについて

保護者へのアンケートや学校からのお知らせ・欠席連絡についてはクラウド化が進んでおり、校務 DX が進んでいる。しかし、保護者から提出してもらう保健調査票、個人情報の取扱いに関する同意書などの書面は未だに残っており、その提出の督促や集計作業に時間を割かれている。

	課題	対策
①	保護者から提出してもらう書面のうち、クラウドデータ等、書面によらないで済むものと、そうでないものとの棲み分けができていない。	提出物の棲み分けを行い、クラウドでの処理を原則とする。

②	クラウド上で取り扱えるデータのセキュリティ対策を取る必要がある。	<p>個人情報の保護に関する法律、足立区個人情報保護評価委員会設置要綱、足立区教育セキュリティポリシーに基づき、クラウド上で該当データを取り扱えるよう行政内手続きを行うと共に、運用ガイドラインを作成し、情報モラルを向上のための研修を実施する。</p> <p>また、保護者に丁寧な説明を行い、セキュリティの安全性と教員の校務負担軽減を訴え、理解を求める。</p>
---	----------------------------------	--

4 次世代の校務支援システムの導入に向けた検討について

教員の業務効率向上には、操作性、機能性に優れていて、扱いやすい次世代の校務支援システムを取り入れていくことが肝要である。足立区はこうした環境の実現に向けて、都区市町村の事例を参考に、現校務支援システムのクラウド化をベースとして、①どこからでもアクセスできて、②他のシステムと教育データの連係が可能な環境の構築に取り組んでいく。

	課題	対策
①	足立区の現環境では、校務支援システムへのアクセスは限られた端末と回線でのみである。また、都区市町村の校務支援システムの導入状況を把握していない。	先行して実施している他区市町村の視察を行った上で、各事業者とも連携し、都区市町村の運用事例を参考に、どこからでもアクセス可能な端末で、クラウド化された校務支援システムを取り入れていくことを検討する。
②	足立区の現環境では、校務支援システムに集約された教育データ（主に児童・生徒の出欠席や成績情報など）と他のサービス（AIドリルや区の学力調査）の情報連携ができず、児童・生徒の個別最適な学びの十分な支援へと繋ぐことが難しい。	児童・生徒の個別最適な学びを支援するため、他のクラウドサービス等と情報連携が可能な校務支援システムを検討する。

【足立区】

一人一台端末の利活用に係る計画

1 一人一台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

(1) 求められている学びの姿

文部科学省の第4期教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が謳われている。

「持続可能な社会の創り手」として、Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を備えた人材を育成するためには、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において謳われているように、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る必要がある。

(2) 実現に向けた方策

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るには、従来の紙と鉛筆を中心とした知識伝達型の授業だけでは効果が薄く、GIGAスクール構想で配備された一人一台端末や高速大容量の通信ネットワークのより一層の活用が必要である。

ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業を展開することで、児童・生徒が主体的に問いを立て、それぞれの特性にあった学び方を児童・生徒自身が選び、同級生との話し合い活動等を通じて他者の考えも踏まえながら学びを深め、單元ごとのめあてを達成していく探究的な学びが実現できる。これにより、学習指導要領の求める「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力と共に、学習の基盤となる「言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力」といった資質・能力を育成・深化させ、Society5.0で活躍しうる人材の創出を図る。

2 GIGA 第1期の総括

(1) ICT 機器活用のための環境整備

GIGAスクール構想において、令和元年度から児童・生徒用ならびに教員用の端末配備を進め、令和2年に児童・生徒の一人一台端末の配備が完了した。また、令和4年度には児童・生徒端末の統一が完了し、教員用一人一台端末の配備が完了した。通信ネットワークについても、令和元年度から普通教室・特別教室に無線LANを整備、全ての学校において学習系回線のローカルブレイクアウトを実施したことに加え、各校3台のモバイルルーターを配備した。これにより、児童・生徒用デジタル教科書の本格導入や全国学力・学習状況調査のCBTでの実施を見据え、活用が想定される全ての教室においてスムーズに端末活用のできる環境を整えられている。

(2) 活用促進の取り組み

配備したICT機器の効果的な活用に向けては、児童・生徒を対象とした「足立タイピングチャレンジ」等の機運醸成の取り組み、教員のICT活用スキルに応じた研修の実施、ICTモデル校をはじめとした各校における好事例の発信を行い、従来、紙と鉛筆を使って行っていたことをICT機器で代替していくところから取り組むよう各校に

働きかけてきた。

区内小・中学校の中には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現に向けてさらなる活用を図っている学校も増加してきており、その活用実績が評価された結果、令和5年度から Google for Education パートナー自治体プログラムに参画することとなった。同プログラムにより、汎用的なアプリケーションの操作研修や Google for Education 認定教育者資格取得に向けた研修等を実施することで、教員の ICT 活用スキルを向上させ、授業でのスムーズな活用に寄与している。

さらに、文部科学省のリーディング DX スクール事業に令和5年度から参画したことを機に、日本各地の自治体や小・中学校との情報交換の機会、海外を含めた子どもたち同士の交流の機会にも恵まれた。

(3) 今後の課題

ア 活用状況

令和5年度現在、週5時間以上教員用端末等を使用して授業を実施した教員の割合は小学校(クラス担任)で78.3%、中学校(5教科担当)で67.8%となっている。年々その割合は増加傾向にあるものの、100%には達していない。

イ 今後の方向性

この解決には「一定時間(週3~5時間未満)活用している教員(①)」と「そもそも使っていない教員(週1時間未満)(②)」で働きかけを変える必要がある。①については、他校の好事例を紹介することによるさらなる活用促進やスキルに応じた研修を実施する。②については、管理職主導で学校全体として活用を促進するよう働きかけると共に、汎用的なアプリケーションの使い方や具体的な活用方法がわからない教員に対して段階別の研修を実施する。それにより、教員間・学校間の格差を解消し、足立区全体として活用機会の充実を図っていく。

3 一人一台端末の活用方策

以下の場面を想定し、ICT環境の整備とICT活用の促進を行う。

- ① 児童・生徒が自分で調べる場面
- ② 児童・生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面
- ③ 教員と児童・生徒がやりとりする場面
- ④ 児童・生徒同士がやりとりする場面
- ⑤ 児童・生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面

(1) 新時代の学びを支える ICT 環境の整備

令和2年度から令和4年度までに導入した端末を令和8年度に一括更新することで、一人一台端末による学びの保障を可能とする。更に、新時代の学びを支えるため、教職員も含めた一人一台 Chromebook を利活用できる環境と学校内インターネット環境を時代の変化に合わせ改善していくとともに、教育データの利活用についても検討していく。

(2) 児童・生徒の力を最大限引き出すための ICT 活用の促進

ア 研修及びサポート体制

教員の ICT 活用スキルに応じた研修の実施や、ICT モデル校をはじめとした各校における好事例の発信を引き続き行っていく。その際、各校に派遣している ICT 支援員も活用し、ICT活用の日常的なサポートをしていく。

イ モデル校の指定

小学校に比べて中学校の活用が伸び悩んでいることを踏まえ、令和7年度からは小学校の希望校の他、中学校については区内6ブロック内でのモデル校輪番制を導入する。輪番制により、一定期間内に全35中学校がモデル校の役割を担うことで、全ての中学校教員がICT活用に向き合う場面を設定していく。

ウ 専門スタッフの配置

足立区独自で会計年度任用職員として「教育DXアドバイザー」を新設し、既にICT活用が盛んな学校の一層の活用促進の誘発や、特にサポートの必要な学校等、個々の状況に応じた各校への伴走型の支援を行う。

エ 特別な支援を要する児童・生徒への働きかけ

不登校や教育相談希望の児童・生徒、学習活動等の支援が必要な外国籍の児童・生徒、障がいのある児童・生徒、病気療養児等の特別な支援を要する児童・生徒について、学びを保障するため、ICT環境の整備状況を改めて確認すると共に、教員や児童・生徒についてICT活用スキルの支援を行い、令和8年度中には希望するすべての児童・生徒が必要な支援を受けられるようにする。